

令和7年11月28日  
野々市農業協同組合

## 組合員・利用者さま本位の業務運営に関する取組方針

野々市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、協同の力で持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現に努めることを理念として掲げ、地域の皆様に信頼され選ばれる店舗を目指し、役職員が一丸となって取り組んでいます。

信用事業では組合員・利用者さまのニーズに合った相談対応ができるよう必要な知識を習得し、資産形成・資産運用への対応、共済事業では「人生100年3世代」として長く広く深くお役立ちし、組合員・利用者さまに寄り添った安心と満足を提供していくため、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づき、「組合員・利用者さま本位の業務運営に関する取組方針」を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、組合員・利用者さまから信頼され、必要となる組織であり続けるために、本方針を必要に応じて見直してまいります。

（注）共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下「JA共済連」といいます。）が、共同で事業運営しております。JA共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、JA共済連のホームページをご参照ください。

### 【原則6（注6、7）】

## 1. 組合員・利用者さまへの最適な金融商品、共済仕組み・サービスの提供

### (1) 金融商品

組合員・利用者さまに提供する商品は、特定の投信運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料水準等を踏まえたうえで、新商品を導入する際には、投資運用会社のプロダクトガバナンスが適切に機能しているかどうかを確認し、多様なニーズに対応し適切な商品を選定いたします。組合員・利用者の皆さまにより良い商品をお届けするため、投資運用会社に利用者情報や販売状況を整理・提供し、フィードバックを受け活用しております。なお、当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。

【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3、6、7）、補充原則1～5本文および（注）】

## (2) 共済仕組み・サービス

組合員・利用者さまの生活における様々なリスクに備え、安心・満足される最良・最適な共済仕組み（「人・いえ・くるま」の総合保障）・サービスを提供いたします。

なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）の提供は行っておりません。

【原則 2 本文および（注）、原則 3（注）、原則 6 本文および（注 2、3）、補充原則 1～5 本文および（注）】

## 2. 組合員・利用者さま本位のご提案と情報提供

### (1) 信用の事業活動

①組合員・利用者さまの金融知識・経験・財産、ニーズに合わせて、組合員・利用者さまに適した商品をご提案いたします。特にご高齢の利用者さまに対する投資信託の販売に際しては、商品の理解度を十分に確認しながら説明を行うとともに、当組合役席者の同席および組合員・利用者さまのご家族さまのご同席をお願いして、より慎重に対応させていただきます。

【原則 2 本文および（注）、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1～5）】

②組合員・利用者さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。

【原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1～5）】

③組合員・利用者さまにご負担いただく手数料について、組合員・利用者さまの投資判断に資するよう、販売用資料等を用いて当組合で取り扱う主なファンドの特徴や手数料について分かりやすい説明に努めます。

【原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1～5）】

### (2) 共済の事業活動

①組合員・利用者さまに対して、各種公的保険制度等にかかる情報提供を行い、一人ひとりの加入目的・ライフプラン等に応じた最良、最適な保障・サービスをトータル的にご提案します。

②保障の加入にあたっては、組合員・利用者さまに「保障設計書」等を用いた契約内容の説明および「重要事項説明（契約概要）」を交付し、丁寧なご意向確認をします。

契約締結時には、「重要事項説明（注意喚情報）」を交付し、最終的なご意向および共済商品の契約内容について確認したうえで、十分ご理解・ご納得いただき、満足いただけるよう丁寧でわかりやすい対応に努めます。

③特にご高齢の組合員・利用者さまに対しては、契約時にはご家族さまの同席を徹底し、ご家族さまも含めてより丁寧に分かりやすくご説明し、十分ご納得、ご満足、安心してご加入いただけるようきめ細やかな対応を実施します。

④なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者さまにご負担いただく手数料等はございません。

⑤各種手続きの実施にあたっては、組合員・利用者さまに分かりやすいご説明を心がけるとともに、3Q活動等の実施により保障加入後の請求漏れ防止等など、組合員・利用者さまに寄り添った安心と満足の提供に取り組み、丁寧なアフターフォローを実施いたします。

【原則2本文および（注）、原則4本文、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

### 3. 利益相反の適切な管理

組合員・利用者さまへの商品選定や保障提案にかかる情報提供にあたり、組合員・利用者さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき、適切に管理いたします。

金融商品の販売・推奨や共済仕組みの契約における利益相反が生じやすい場面において、重要情報シートの活用等により利益相反が生じる可能性等について明示し商品間の比較検討がしやすくなるよう努めます。

【原則3本文および（注）】

### 4. 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材育成と態勢の構築

組合員・利用者さまの信頼を獲得し、満足いただける信用・共済サービスを提供できるよう職員の継続的・定期的な研修を実施し指導するとともに、資格取得の推進や支援に取り組み、高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことのできる人事を育成し、組合員・利用者さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

<内部研修・資格制度>

- ・証券外務員資格再研修（対象：信用または共済担当職員）
- ・J A 審査員養成研修会共通コース（対象：共済担当職員）
- ・J A 審査員養成研修会生命コース（対象：共済担当職員）
- ・J A 審査員養成研修会建物コース（対象：共済担当職員）
- ・J A 審査員養成研修会自動車引受コース（対象：共済担当職員）

<取得を推奨する外部資格・認定等>

- ・第一種証券外務員資格（対象：信用または共済担当職員）
- ・第二種証券外務員資格（対象：信用または共済担当職員）
- ・内部管理責任者（対象：全管理職）
- ・金融AMLオフィサー（対象：信用または共済担当職員）
- ・2級ファイナンシャルプランニング技能士（対象：信用または共済担当職員）
- ・宅地建物取引士（対象：信用担当職員）

また、集落座談会やアンケートを通じて組合員・利用者さまからいただいた「声（HPからのお問い合わせ・ご相談、ご要望、苦情など）」を真摯に受け止め、業務改善に努めます。

【原則2本文および（注）、原則6（注5）、原則7本文および（注）】

以上